平成２３年（フ）第３９号
福井県大飯郡高浜町岩神第16号９番地
破産者　須藤潤こと　姜　　萬俊
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第８９号
岐阜県美濃市52番地の１
破産者　株式会社主婦の店美濃店
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西上野32番地の８
破産者　田尾トーヨー住器有限会社
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第５７８号
高知県土佐市宇佐町宇佐2034番地
破産者　有限会社梅芳
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８号
大分県国東市国見町伊美1995番地
破産者　国見町くるまえび養殖漁業生産組合
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０５号
広島県府中市上下町上下1049番地
破産者　長　　秀智
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３７１号
長崎県長崎市立山３丁目２番24号
破産者　泊　　和実
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
大分県津久見市岩屋町７番21号
破産者　遠藤　重喜
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９０３号
北海道旭川市６条通18丁目89番地の11　トーワグリーンヒル６条1103号
破産者　真藤　　満
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
福島県南相馬市原町区本陣前２丁目53番地
破産者　安齋　裕徳
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１１６号
茨城県高萩市有明町３丁目64番地の90
破産者　小野喜美江
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１１１５号
埼玉県上尾市大字地頭方547番地17、破産開始決定時の住所東京都渋谷区東１丁目28番６―401号
破産者　貝沼　武義
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１６号
埼玉県上尾市大字小敷谷1034番地２　高田方、破産開始決定時の住所埼玉県上尾市大字領家101番地１
破産者　貝沼ミヨシ
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４８号
埼玉県北本市荒井３丁目75番地
破産者　太田　　弘
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７４号
埼玉県加須市川口３丁目16番地１　アメニティ三紀Ⅱ101、旧住所埼玉県久喜市久喜東１丁目11番27号
破産者　松永　義明
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５３号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮109番地６　エステートピア森101号、破産開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町字金原525番地19
破産者　松浦　榮次
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５４号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮109番地６　エステートピア森101号、破産開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町字金原525番地19
破産者　松浦美江子
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１４号
埼玉県蓮田市大字駒崎4219番地18
破産者　木佐木照男
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５７号
埼玉県川口市上青木西５丁目16番30号　カーサ上青木302号
破産者　濵砂　昌浩
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０７号
埼玉県上尾市中妻１丁目15番地13北上尾藤澤マンション202、前住所埼玉県上尾市柏座２丁目３番９―1004号
破産者　野村　光世
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係